



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.totori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発 行 所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL (0857) 52-7300 FAX 52-7311
編集責任者 村 澤 幸 二

鳥取労働局行政運営方針について

鳥取労働局では、毎年度「行政運営方針」を策定しており、2024年度は以下のとおり行政運営を行うこととしています。

【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の皆様からの声によく耳を傾け、誰もが活躍でき輝ける社会の実現に向けた各種施策の展開、支援メニューの提供を計画的・効果的にを行います。

【2024年度の最重点施策】

- 1 多様な人材の活躍と人材確保支援
 - 労働移動の円滑化と人材確保支援
 - リ・スキリングによる能力向上支援
 - 女性の活躍推進
 - 新規学卒者等への就職支援
 - 障害者の就労促進
 - 高齢者の就労・就業機会の確保
 - 就職氷河期世代の活躍支援

- 2 誰もが働きやすい職場環境づくり
 - 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援
 - 働き方改革による働きやすい職場づくり
 - 長時間労働の抑制
 - 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 - 仕事と育児・介護の両立支援
 - 総合的ハラスメント防止対策の推進

着 任 の ご 挨 拶

鳥取労働局
労働基準部長 前田 憲 孝



このたび、4月1日付けで鳥取労働局労働基準部長を拝命いたしました。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様におかれましては、労働基準行政の運営に当たり、格別の配慮を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

本年度は、改正労基法等に基づく長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止、鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画に基づく「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」、最低賃金制度の適切な運営及び労災保険給付の迅速・適正な処理といった事項に重点を置いて取り組んでまいります。

時間外労働の上限規制につきましては、4月から適用開始となった事業又は業務に関しまして、履行確保とともに、引き続き、きめ細やかな相談対応や法令の周知等の支援を行ってまいります。

会員の皆様方におかれましても、引き続きお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

鳥取労働局 労働基準部
監督課長 古山 知 諒



このたび、4月1日付けで監督課長を拝命いたしました古山と申します。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から労働基準行政の運営に当たりまして、

格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当職は厚生労働省に技術系職員として採用され、これまで、職場における健康障害防止対策や化学物質等による労災認定などを担当し、直近の2年間は職業安定局という部局で高齢者の雇用対策に携わってきました。

鳥取を訪れるのは公私ともに初めてで、着任してまだ間もないですが、自然豊かな環境や美味しい食べ物、何よりも鳥取の方々の真面目で優しい人柄を実感しています。

さて、既にご承知のとおり、2019年4月より働き方改革関連法が順次施行されていますが、5年間適用を猶予されていた、医師や自動車運転の業務等に関する時間外労働の上限規制が本年4月より適用されております。鳥取労働局及び各労働基準監督署においては、履行確保に向けて、引き続き、法令の趣旨・内容のわかりやすい説明、丁寧な相談対応や個別支援等に努めてまいります。引き続き会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会並びに会員の皆様方のご発展とご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

鳥取労働局 労働基準部

賃金室長 中塚 隆



この度、労働基準部賃金室長を拝命いたしました中塚と申します。賃金室での業務は初めてとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

賃金室は、鳥取県最低賃金審議会の事務局として、同審議会の運営、審議にかかわる賃金実態の統計調査、最低賃金の決定までの事務手続きなどの業務を行っています。また、決定された最低賃金額の周知広報の業務も行っています。

最低賃金の改正は労使双方に大きな影響を与える重要な事項であるため、最低賃金審議会の円滑な運営、決定された最低賃金の積極的な周知・広報により最低賃金制度が適切に運用されるよう取り組んでいます。

会員の皆様には、最低賃金に関する統計調査、最低賃金額の周知など最低賃金制度について、引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。

鳥取労働局 労働基準部

健康安全課長 大内 崇徳



4月1日付けで労働基準部健康安全課長を拝命しました大内と申します。

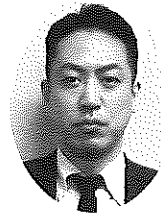
鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方には、労働災害防止対策の推進をはじめとする安全衛生関係業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度は鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画の2年目となります。同計画に掲げる、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、高齢労働者の労働災害防止対策、業種別の労働災害防止対策、労働者の健康確保対策の推進、化学物質等による健康障害防止対策の推進等、8つの重点事項について、取組を推進してまいります。会員の皆様方には、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会並びに会員の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

鳥取労働局 労働基準部

労災補償課長 寺内 大式



このたび、4月1日付けで労働基準部労災補償課長を拝命しました寺内と申します。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、労災補償行政の運営に当たり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。長時間労働による脳・心臓疾患やハラスメントによる精神障害事案等については、県民の皆様の関心が高いところがございますが、昨年9月に精神障害の認定基準が改正され、より効率的かつ的確な調査を行うこととされました。

今後とも、迅速かつ公正な事務処理を進めてまいりますので、会員の皆様方には、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、貴会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

鳥取労働局 総務部

労働保険徴収室長 清水 仁志



この度、4月1日付けで労働保険徴収室長を拝命いたしました清水と申します。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より、労働保険制度の運営に当たり、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働保険制度は、それ自体が労働者のセーフティネットであるとともに、労働行政における各種施策を推進する財源基盤となる重要なものです。

労働保険徴収室は、労働保険の適用・徴収の適正運営のための業務を行っております。

令和4年度から5年度には雇用保険率の段階的な引き上げがあったところですが、今年度は4月1日より労災保険率、一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率及び請負による建設の事業の賃金総額算定の特例に係る労務費率が改定され、一部料率が変更となります。労災保険率については、引き上げが3業種に対して、引き下げが17業種となるものです。

引き続き、会員の皆様におかれましては、労働保険年度更新の円滑な手続き等、労働保険制度へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴会並びに会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

令和6年度 各種助成金のご案内

【働き方改革推進支援助成金】

- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 勤務間インターバル導入コース
- 団体推進コース
- 業種別課題対応コース

【両立支援等助成金】

- 出生時両立支援コース
- 介護離職防止支援コース
- 育児休業等支援コース
- 育休中等業務代替支援コース
- 柔軟な働き方選択制度等支援コース
- 不妊治療両立支援コース

【人材確保等支援助成金】

- テレワークコース

【業務改善助成金】

*支給要件など、詳しくは厚生労働省HPをご確認ください

【お問い合わせ先】鳥取労働局雇用環境・均等室 鳥取市富安2丁目89-9(鳥取労働局2階) 電話番号 0857-29-1701



令和6年度全国安全週間の実施について



全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で97回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しているところですが、令和5年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最小となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去20年で最多となった令和4年を上回る見込みで、平成21年度以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況です。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても引き続き労使一丸となった取組が求められます。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和6年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組みます。

危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

○期 間

7月1日から7月7日まで

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とします。

○事業者が準備期間中・全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施しましょう。

- (1)安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2)安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3)安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4)労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5)緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6)「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

○事業者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外にも、以下の事項を継続的に実施しましょう。

(1)安全衛生活動の推進

- ①安全衛生管理体制の確立
- ②安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ③自主的な安全衛生活動の促進
- ④リスクアセスメントの実施
- ⑤その他の取組

(2)業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ①小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- ②陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ③建設業における労働災害防止対策
- ④製造業における労働災害防止対策
- ⑤林業の労働災害防止対策

(3)業種横断的な労働災害防止対策

- ①労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
- ②高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ③交通労働災害防止対策
- ④熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- ⑤業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

令和6年度「全国安全週間」に係る厚生労働省広報内容はこちらのURLをご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39684.html)

令和5年(1月～12月) 労働災害発生状況

鳥取労働局管内の労働災害発生状況が確定しましたのでお知らせします。

	合 計			鳥取署			米子署			倉吉署		
	令和5年	令和4年	増減率	令和5年	令和4年	増減率	令和5年	令和4年	増減率	令和5年	令和4年	増減率
全 産 業	895(4)	1487(1)	-39.8%	271(3)	538(0)	-49.6%	357(1)	673(0)	-47.0%	267(0)	276(1)	-3.3%
コロナ除く	554(4)	551(0)	0.5%	179(3)	162(0)	10.5%	277(1)	287(0)	-3.5%	98(0)	102(1)	-3.9%
製 造 業	137(1)	191(0)	-28.3%	40(1)	25(0)	60.0%	60(0)	129(0)	-53.5%	37(0)	37(0)	0.0%
建 設 業	89(1)	110(1)	-19.1%	29(1)	47(0)	-38.8%	41(0)	48(0)	-14.6%	19(0)	15(1)	26.7%
運 輸 交 通 業	49(0)	73(0)	-32.9%	18(0)	19(0)	-5.3%	26(0)	47(0)	-44.7%	5(0)	7(0)	-28.6%
林 業	13(0)	11(0)	18.2%	7(0)	3(0)	133.3%	5(0)	6(0)	-16.7%	1(0)	2(0)	-50.0%
卸・小売業	71(0)	100(0)	-29.0%	23(0)	34(0)	-32.4%	38(0)	55(0)	-30.9%	10(0)	11(0)	-9.1%
飲 食 店	12(0)	12(0)	0.0%	3(0)	3(0)	0.0%	6(0)	7(0)	-14.3%	3(0)	2(0)	50.0%
清掃業・ビルメンテナンス業	23(1)	46(0)	-50.0%	4(1)	26(0)	-84.6%	16(0)	16(0)	0.0%	3(0)	4(0)	-25.0%
旅館業・ホテル業	28(0)	14(0)	100.0%	5(0)	0(0)	—	12(0)	9(0)	33.3%	11(0)	5(0)	120.0%
保 健 衛 生 業	399(0)	820(0)	-51.3%	122(0)	339(0)	-64.0%	107(0)	321(0)	-66.7%	170(0)	160(0)	6.3%
通信業・金融業	4(0)	23(0)	-82.6%	0(0)	5(0)	-100.0%	4(0)	8(0)	-50%	0(0)	10(0)	-100.0%
上記以外のその他の事業	70(1)	87(0)	-19.5%	20(0)	37(0)	-45.9%	42(1)	27(0)	55.6%	8(0)	23(0)	-65.2%

※数値は休業4日以上死傷者数。()内の数値は死亡者数で内数

STOP!熱中症クールワーク キャンペーンの実施について

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の一環として、毎年5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」(4月を準備期間、7月を重点取組期間)を展開し、各災害防止団体等と連携してその対策に取り組んでいます。全国における昨年1年間の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上死傷者数が1,045人、うち死亡者数は28人となり、建設業が11人と最も多く発生し、製造業、警備業及び農業が同数4人で続いています。

鳥取県内においては、熱中症による休業4日以上死傷者数は4人と直近5か年の中で令和4年の6人に次いで多く発生しています。熱中症による死傷者の増加は夏季に記録的な高温が続いたことも一因ですが、屋外のみならず、屋内でも多発しており、作業場所における暑熱の状況を正確に把握していなかったことも要因と認められます。熱中症を予防するには作業場所において、暑さ指数(WBGT)を適正に把握し、WBGT基準値に応じた措置を講じることが必要です。

会員各事業場におかれましては、当キャンペーンの趣旨を踏まえ、事業者が率先して、衛生管理者等による衛生管理を徹底し、熱中症予防対策について、確実な取り組みを実施くださいますようお願いいたします。

キャンペーン期間(5月～9月)にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**
☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境値)を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**

☐ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装	準備期間に検討した服装を着用
☐ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することへ注意
☐ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取(水分等を併用させる等を考慮)
☐ ブレーク・リング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐ 作業中の労働者の健康状態の確認	監視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の措置	少しでも本人や同僚が異変を感じたら、必ず一旦作業を降り、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間(7月)にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
☐ 水分・塩分を積極的に摂取し、その確認を徹底
☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、監視頻度を増加
☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
☐ 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

労働局の認定を取得しませんか

鳥取労働局は所管する法律の目的を達成するため、各分野で積極的な取組みを推進している企業や取組み結果が優良な企業を認定し、紹介しています。

認定の種類には、以下のようなものがあります。

- ①えるばし認定
女性の活躍推進に関する状況が優良な企業
- ②くるみん認定
従業員の子育て支援に積極的な企業
- ③ユースエール認定
若者の採用・育成に積極的な中小企業
- ④もにす認定
障害者雇用への取り組みが優良な中小企業

認定事業主になると認定マークを自社の商品・サービス・広告などに使用でき、企業のイメージアップを図ることができます。また、ハローワークの求人票や合同説明会などでもアピールでき、人材確保にも役立ちます。

その他に、国や地方公共団体の公共調達などの加点評価を受けられる場合がある(もにす認定は国は対象外)ことや日本政策金融公庫の低金利融資対象となるなどのメリットがあります。

認定ごとに取得要件がありますので、認定取得に関心をお持ちいただけましたら、ぜひ鳥取労働局の担当部室へご相談ください。

担当部室

- ①えるばし認定・②くるみん認定
雇用環境・均等室 0857-29-1709
- ③ユースエール認定・④もにす認定
職業安定部 0857-29-1707、1708

認定制度についてはこちらをご覧ください。

鳥取労働局HP

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01902.html



令和5年度認定企業の紹介

- えるばし認定
(株)モア・コンフォート【鳥取市】
東洋交通施設(株)【鳥取市】
- くるみん認定
(株)エナテクス【倉吉市】
- ユースエール認定
(株)サカモト【八頭郡智頭町】
(社福)日南福祉会【日野郡日南町】
未来建設(株)【鳥取市】
- もにす認定
(株)アサヒメッキ【鳥取市】



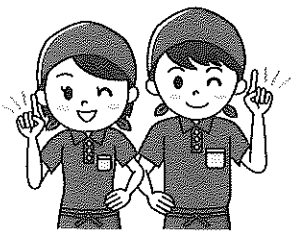
「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン実施中です

鳥取労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施しています。

期間中、労働局幹部による大学等での出張講義を実施するほか、労働局・各労働基準監督署に「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に対応します。また、県内大学等での出張相談会も予定しています。

事業主の皆様方におかれましては、アルバイトを雇う際、特に下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

- 1 アルバイトを雇う際も、書面による労働条件の明示が必要です。
- 2 勤務シフトの設定を適切にしましょう。
- 3 アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります。
- 4 アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、代金を一方的に賃金から控除することはできません。
- 5 アルバイトの遅刻などに対して、あらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。



賃金関係の調査に 御協力をお願いします

鳥取労働局では、毎年、下記の3つの賃金に関する調査を行っています。

○賃金改定状況調査

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

○最低賃金に関する基礎調査

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

○賃金構造基本統計調査

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

上記の調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、ご多忙の中とは思いますが、ご協力をお願いいたします。

鳥取産業保健総合支援センター開催の 産業保健研修会のお知らせ

近年、職場においてメンタルヘルスケアの積極的な推進が求められています。従業員がメンタルヘルス不調に陥ると、職場も大きな影響を受けます。

これを踏まえ、鳥取産業保健総合支援センターの産業保健相談員を務める専門家によるメンタルヘルス対策の研修会を開催します。なお、定員に達し次第、受付は終了となります（受講料無料）。

お申し込みは鳥取産業保健総合支援センターのホームページをご利用ください。

講師	テーマ	日時	※場所
渡部 一恵 (開業保健師)	『職場におけるハラスメント対策①』 ～ハラスメントをおこさない職場環境をめざして～	6/25(火)13:30～15:30	米子コンベンションセンター
		7/17(水)10:00～12:00	とりぎん文化会館
	『職場におけるハラスメント対策②』 ～事案発生への対応と留意点～	7/2(火)13:30～15:30	米子コンベンションセンター
		7/25(木)10:00～12:00	とりぎん文化会館
	『職場におけるメンタルヘルス対策①』 ～職場におけるメンタルヘルス対策と早期発見・早期対応のポイント～	7/23(火)13:30～15:30	米子コンベンションセンター
	『職場におけるメンタルヘルス対策②』 ～メンタル不調により休業した職員への職場復帰支援の進め方～	7/30(火)13:30～15:30	
芦村 浩 (心理相談員)	『企業経営におけるメンタルヘルスマネジメント』	6/28 (金) 14:00～15:30	とりぎん文化会館
		7/12 (金) 14:00～15:30	米子コンベンションセンター
	『職場のコミュニケーションの取り方』 ～多様化する社員・部下との関わり方について～	8/2 (金) 14:00～15:30	
		8/23 (金) 14:00～15:30	米子コンベンションセンター



労働保険年度更新は早めの手続きを!

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

令和 6 年度の労働保険年度更新は、6 月 3 日(月)から 7 月 10 日(水)までの間に「令和 5 年度の確定保険料」及び「令和 6 年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の申告・納付手続きが必要となりますので、申告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5 月末に厚生労働省から各事業主あてに発送します。

申告書は、以下の集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受付します。

◎労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コールセンターをご利用ください。

開設期間は、5 月 30 日(木)から 7 月 19 日(金)です。

受付時間:平日 9 時～17 時(土・日・祝日を除く) 電話番号:0120-405-082(フリーダイヤル)

◎鳥取労働局は、土・日・祝日は閉庁日です。

令和 6 年度 年度更新集合受付 開催日程

地 区	月 日	時 間	会 場
東 部	6 月 6 日 (木)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4 階会議室)
	6 月 14 日 (金)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4 階会議室)
	6 月 17 日 (月)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4 階会議室)
	6 月 25 日 (火)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4 階会議室)
	7 月 1 日 (月)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4 階会議室)
	7 月 10 日 (水)	9:00～16:00	鳥取労働局 (4 階会議室)
中 部	6 月 10 日 (月)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4 階第 1 会議室)
	6 月 19 日 (水)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4 階第 1 会議室)
	6 月 28 日 (金)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4 階第 1 会議室)
	7 月 10 日 (水)	10:00～15:00	倉吉地方合同庁舎 (4 階第 1 会議室)
西 部	6 月 4 日 (火)	10:00～15:00	米子食品会館 (大ホール)
	6 月 11 日 (火)	10:00～16:45	米子食品会館 (大ホール)
	6 月 12 日 (水)	9:30～15:00	境港商工会議所 (展示室)
	6 月 20 日 (木)	10:00～16:45	米子食品会館 (大ホール)
	6 月 21 日 (金)	9:30～15:00	日野町山村開発センター (大集会室)
	6 月 27 日 (木)	10:00～15:00	米子食品会館 (大ホール)
	7 月 10 日 (水)	10:00～15:00	米子食品会館 (新館 2 階会議室)

◎労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主の場合は、労働保険事務組合を通じて申告・納付を行います。

◎集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室(☎0857-29-1702)までお問い合わせください。

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で!

◎インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず 24 時間いつでも簡単・スピーディに手続きできますので、ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、「電子政府の総合窓口(e-Gov) (<https://www.e-gov.go.jp/>)」をご覧ください。

東部支部だより

本年4月1日付けで鳥取労働基準監督署にご着任された幹部の皆様からご挨拶をいただきました。

署長 今井敏仁 氏

4月1日付けで、署長を拝命いたしました。よろしくお願い申し上げます。

鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員の皆様には、日頃より、当署が推進する労働基準行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

私の当署での勤務は、平成28年の次長(現在の副署長)以来となります。

さて、今年度は、誰もが働きやすい職場環境づくりのため、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止及び労働者が安全で健康に働くことができる環境整備に重点的に取り組んでまいります。

引き続き貴協会並びに会員事業場の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

副署長 長谷川匡男 氏

4月1日付けで副署長を拝命しました長谷川です。よろしくお願いいたします。鳥取労働基準監督署での勤務は、令和3年度に第一方面主任監督官を務めていた時以来となります。

今年度は労働基準関係法令の改正が目白押しです。主なものでは、建設業や自動車運転手等に対する時間外労働の上限規制の適用、新たな化学物質規制の全面施行、いわゆるフリーランス新法に規定される特定受託事業者の労災保険特別加入制度の対象への追加などですが、内容も複雑で重要なものばかりです。

ついては、これらの施策を推進していくために、職員一同、より一層きめ細やかな情報提供、具体的な取組方法についてのアドバイスなどの支援に取り組んでまいりますので、管内事業場の皆様におかれましても、引き続き労働基準行政の推進にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

業務課長 清水宏幸 氏

4月1日付けで業務課長を拝命いたしました清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前任地は鳥取労働局総務課で会計第二係長として勤務しており、また、このたび労働基準監督署での勤務は4年ぶりとなります。

労働基準監督署は日々限られた職員数で業務にあたっている状況ですので、職員が少しでも円滑に業務を行えるよう、業務課として監督署全体をサポートできるよう努めてまいりたいと思います。

本年度も引き続き労働基準行政へのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



第一方面主任監督官 田中博行 氏

この度、4月1日付けで第一方面主任監督官に着任しました田中と申します。どうぞよろしくお願い致します。

会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年は労務関係分野等において重要な法改正が続いております。監督署としては、丁寧な説明・対応を心がけ、会員の皆様と協力して、働く皆様が安心して働ける職場づくりに取り組んでいきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

第二方面主任監督官 小林良太 氏

令和6年4月1日付けで第二方面主任監督官に着任しました小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本年は、自動車運転者や建設事業等に対する時間外労働の上限時間が適用されることとなります。

鳥取労働基準監督署においては、引き続き法改正等について丁寧な説明に努めてまいります。

今後とも、労働基準行政の推進にご理解ご協力賜りますようお願いいたします。

第三方面主任監督官 塩見友樹 氏

この度、4月1日付で第三方面主任監督官に着任しました塩見友樹と申します。前任は和歌山県の田辺市で、県外より参りました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけが変更され、経済活動を活発化しつつある中、皆様におかれましては適切な労務管理や労働者の健康管理にご尽力いただき誠に感謝いたします。

私自身は、鳥取県には来るのは初めてになりまして、土地のこと、そして、そこに住まわれている皆様のこと、わからないことだらけです。そのため、ご迷惑をお掛けしてしまうことも多々あるかと思いますが、精一杯、全力で業務にあたりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

労災課長 住谷正樹 氏

4月1日付けで労災課長に着任いたしました住谷と申します。前任地では鳥取労働局総務部総務課で、総務係長として勤務しておりました。

労働基準監督署での勤務は3年ぶりとなりますが、労働保険適用徴収業務、労災補償業務等適正な運営に努めて参りたいと思っておりますので、ご協力賜りたくお願い申し上げます。

短文ではございますが、最後に貴支部のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念して着任の挨拶といたします。



東部支部の支部長が 選任されました

4月23日に開催した幹事会、定期会員会議において、新しい支部長に、やまこう建設株式会社の鶴石健治氏が選任されましたのでご報告いたします。岡田支部長におかれましては、永年にわたりありがとうございました。

西部支部だより

着任挨拶

米子労働基準監督署
監督課長 森山 誠也

4月1日付けで米子労働基準監督署監督課長を拝命いたしました森山と申します。鳥取県労働基準協会会員の皆さまには平素より労働基準行政へのご理解、ご協力を賜り深くお礼申し上げます。

私は出雲出身で、監督官としては福島で3年、埼玉で6年の勤務等を経て、この度懐かしい山陰の地に戻ることができました。

労働基準行政では、誰もが働きやすい職場環境づくりのため、最低労働条件の履行確保のための監督指導のほか、労使にかかわらず様々なご相談をお受けしております。最新の法改正に関することはもとより、労務管理の基礎的なことの確認や相談も喜んでお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。

今年度は、4月から施行された建設業、自動車運転者及び医師の労働時間の上限規制をはじめとする労働時間規制の履行確保や、従前から引き続いての賃金の引上げのお願い・支援、フリーランスの就業環境に関する新法の周知などにより、地域の職場環境のさらなる整備・向上のための施策にも取り組んで参りますので、改めてご理解・ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

米子労働基準監督署
安全衛生課長 松田 宏昌

この度、4月1日付けで米子労働基準監督署安全衛生課長に着任しました松田と申します。会員の皆様におかれましては、日頃より安全衛生水準の向上、労働災害防止の推進の取組にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度においては、昨年度から続く法改正への対応が急務であり、対応に苦慮されている事業者様も多いかと思いますが、監督署としても丁寧な説明対応を心掛け、取組の促進に努めて参ります。

また、今年度は昨年4月にスタートした第14次労働災害防止推進計画の2年目に当たり、労働災害減少に向けた更なる取組が求められますので、米子労働基準監督署としてもこれらの取組の推進を重点課題ととらえ、働く



皆様が安心・安全に働ける環境の実現に努めて参ります。
今後とも、労働基準行政の取組について、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中部支部だより

着任挨拶

倉吉労働基準監督署
監督・安衛課長 宇山 俊貴

4月1日付けで、倉吉労働基準監督署監督・安衛課長を拝命しました宇山と申します。

日頃より協会と会員の皆様には労働基準行政の推進に御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年4月1日からは時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた建設業、自動車運転者等にも、当該規制が適用となったほか、新たな化学物質規制が本格適用されました。また、労働条件明示ルールや裁量労働制に関するルール改正等も施行されており、各事業場においては、今後もこれら改正法等に対応した適切な労務管理の実行が求められるところです。

改正法等に関するお困りごとや疑問点がございましたら、遠慮なくお知らせください。

安心して安全に働ける職場環境の実現に向けて、取り組んでまいりますので、今後とも、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

倉吉労働基準監督署
労災課長 門脇 貴洋

鳥取県労働基準協会中部支部並びに会員の皆様方には、平素より労働基準行政の業務運営に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けで労災課長に着任いたしました門脇と申します。倉吉労働基準監督署での勤務は平成19年以来、実に17年ぶりとなります。また、初めての課長職であり、不慣れな点や至らない点が多々ございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、精神疾患や石綿関連疾患などの職業性疾病の請求件数が全国的に増加傾向にあり、これは倉吉労働基準監督署管内においても例外ではありません。このような状況下で労災補償行政が果たすべき役割は年々高まっているものと感じており、私どもは被災労働者やそのご遺族の方々からの相談等に対して懇切・丁寧な対応を行うとともに、迅速かつ公正な保険給付を行うことができるよう尽力して参ります。

最後に、貴協会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

